

南房総市枇杷山再生支援事業のご案内



令和元年台風 15 号により被害を受けた枇杷山園地内の速やかな再生に必要な倒木撤去及び枇杷園地への進入路整備費用の経費を支援します。

対象者

本市に住所を有し、若しくは本市に農地等を所有する者、又は借受している者で、令和元年台風 15 号により被害を受けた枇杷農家

補助金の額

枇杷園地内の倒木撤去費用及び枇杷園地への進入路整備費用の経費
1 / 2 以内（上限 30 万円）

補助対象経費

- 1 倒木撤去及び進入路整備に必要な作業委託費
（業として行っている者に発注した場合に限る）
- 2 建設機械・重機のレンタル・リース費

留意事項

- 1 事業か所図及び着手前後の記録（写真など）が必要となります。
- 2 見積書、領収書、必要に応じて契約の分かる書類の添付が必要となります。
- 3 補助対象経費は税抜き、千円未満は切捨てとなります。
- 4 市税を滞納していないこと。



問い合わせ

南房総市農林水産部農林水産課
農業振興係 ☎0470-33-1071